村尾光子の しもつけ 市議会報告 （第3号）

2006年7月13日発行



発行者：下野市議会議員 村尾光子
連絡先：下野市祇園五丁目11-3
TEL&FAX: 0285-44-5418
E-mail: muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

H18年度
第2回臨時会(5月16日)、
第2回定例会(6月13〜16日)、
第3回臨時会(6月26日)
の報告です。

もくじ

一般質問(通告順、敬称略)

目黒民雄・塚原良子・野田善一・磯辺香代・吉田 聡・坂村和夫・村尾光子・古谷野晴夫・倉井賢一・須藤勇・髙山利夫 の11議員が質しました。

お知らせ

市議会第4回臨時会
7月19日（水）9時〜
議員の政治倫理等調査特別委員会の設置について　他

ボランティア募集しています。

この報告を配布して下さる方を募集しています。また、お読み下さる方をご紹介下さい。郵送いたします。✉
連絡先：村尾(TEL・FAX 44-5418)

ご支援ありがとうございました。

お陰様にて引き続き市議会議員として活動できます。お約束の議会報告をお届け致します。

改選後初の定例会が開かれました

議員初顔合わせの全員協議会が5月9日、その後の初議会、定例会そして市長辞職に伴う臨時会と、事態は慌しく過ぎました。

本年1月10日に合併、順調に進んできたはずの市政は市長が就任後4ヶ月余りで自らの“軽率で無責任な行為”のため退職したので再び選挙を行うことになり、停滞・混迷を来しているかのようです。

一方、当面は収入役を置かず、助役２人制を制度化し２名の助役選任に同意しました。石橋・南河内庁舎毎の行政分野について、決裁など市長を代理する職務を担当することの事でしたが、篠崎助役が市長職務代理者に就任しましたので、役割分担はどのようか、目下のところ明確ではありません。今後、注目すべきところです。

これからの４年間、どうぞよろしくお願いいたします。

議会報告＆意見交換会

7月22日（土）10時〜12時
グリーンタウンコミュニティセンター
会議室



報告：村尾　お気軽にお出かけ下さい

これまで旧南河内ＧＴ地区議員と共同で開催してきましたが、他の議員の希望により独自に行います

《審議事項》

選挙第6,7号	議長·副議長の選挙	立候補の結果、無投票当選	
発議第7,8号	議会委員会条例の一部改正、広報特別委員会設置	賛成全員	可決
	常任委員会委員·議会運営委員会委員·広報委員の選任	指名推薦	
選挙8～10	小山広域保健衛生組合議員·石橋地区消防組合議員 県南公設地方卸売市場事務組合議員の選挙	〃	
報告第1号	専決処分の報告(事故に係る和解、損害賠償額決定)		
承認第19 ～21号	H17年度会計補正予算3件(一般会計·下古山土地区画整理事業·石橋駅周辺土地区画整理事業)	賛成全員	承認
承認第22号	専決処分の承認(職員の勤務時間等に関する条例改正)	〃	〃
23～24	〃 (非常勤職員公務災害補償条例·消防団条例改正)	〃	〃
25～27	〃 (市税条例·都市計画税条例·国保税条例の改正)	〃	〃
同意第14号	監査委員の選任同意 (橋本武夫議員)	〃	同意
議案第56号	市コミュニティセンター条例の一部改正	賛成多数	可決
報告第2号	H17年度一般会計繰越明許費繰越計算書		
議案第57号	H18年度一般会計補正予算(第1号)	賛成全員	可決
58	市総合計画審議会条例の制定	〃	〃
59·60	市国民保護協議会条例·市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	賛成多数	〃
61	非常勤特別職の報酬等に関する条例一部改正	賛成全員	〃
62～66	施設の指定管理者指定(コミュニティセンター、グリムの森·グリムの館、市民農園、農村レストラン、物産館施設)	賛成多数	〃
67	非核平和都市宣言について	賛成全員	〃
陳情第2号	公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保	〃	採択
選挙第11号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	指名推薦	
議案第68号	助役定数条例の制定(2人制)	賛成全員	可決
同意15·16号	助役の選任(篠崎和雄氏·小口 昇氏)	〃	同意
発議第9号	公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保を求める意見書	〃	採択
	市長の退職の期日に関する同意について	異議無し	

議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

■議長に大島将良議員、副議長に岩永博美議員 ともに無投票当選

臨時議会に先だつ全員協議会(5月9日)にて、「正副議長選挙は立候補制とし投票で」が合意されていた。立候補したのは各1名で、無投票当選となった。

人事は議員の最大の関心事(有権者も?)。選挙後間もなく「当選議員が16人集まって人事を決めた」との話が伝わってきた。水面下の活動は合併を機に止めてもらいたい、と願っていたが、やはりね。

結果は情報通り。 多数を占めると奢りがでる。まさしく「同士以外は排除」で、主たる役職はすべで多数派。議員はもとより市民にも見える活動を!公明正大に!と言いたい。市長を支えるための会派をつくると聞いたが、一部の議員だけへの声かけでは市長も戸惑うだろう。信条や政策が一致するのか、分からない。ともかく役職配分主導グループはできた。当議会、まだ会派制は制度化されていない。

■常任委員会所属は各議員の希望で。議会運営委員会委員は各常任委員会から2名

全員協議会で各議員の希望を聞き、定数に合わないところは自主的に1名が異動した。

すべて“議長一任”より民主的なやり方だと思う。村尾は教育·福祉常任委員会に所属。

■小山広域保健衛生組合議員、石橋地区消防組合議員は旧町ごとに1名選出

消防組合議員には正副議長も入る。

■選挙管理委員会委員、補充員の選挙も指名推薦で

《委員》 《補充員》 (敬称略)

委員	補充員
海老原信一(南河内)	小林　幹二(国分寺)
柳田　律男(石橋)	上野　依孝(南河内)
金子　幸子(石橋)	大木　徳　(石橋)
青木　貞夫(国分寺)	菅沼みや子(南河内)

■コミュニティセンターに指定管理者制度導入　（議案56･62号）

本年9月からの制度実施に向けての条例改正。

《指定管理者が行う業務の範囲》

(1)コミュニティセンターの事業の実施に関する業務
(2)コミュニティセンターの使用の許可及び制限に関する業務
(3)コミュニティセンターの維持管理に関する業務
(4)上記の他、市長が必要と認める業務

・「コミュニティセンターの事業」は基本的に管理のみ。
・別表で各センター毎の使用料金の上限額を規定

《指定管理者の指定）

コミュニティ活動している組織の拠点であり、新たな団体とするより良いとの判断により、非公募で現在委託している地元組織を指定。

南河内	仁良川コミセン	仁良川コミセン運営協議会
	グリーンタウンコミセン	グリーンタウンコミュニティ推進協議会
石橋	上町コミセン	上町コミュニティ推進協議会
	栄町コミセン	栄町コミュニティ推進協議会
	石橋駅前コミセン	石橋駅前コミュニティ推進協議会
	石橋中央コミセン	石橋中央コミュニティ推進協議会
	石北コミセン1号館	石北地区コミュニティ推進協議会
	石北コミセン2号館	石北地区コミュニティ推進協議会

・国分寺医大前コミセンは「施設管理状況を考慮した結果」直営で管理（市ホームページ）

■下野市も武力攻撃等に備えて準備!?

（反対:磯辺議員・村尾）

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき次の組織を設置する。

国民保護協議会：国民の保護に関する計画策定。
　当面は、今年度中に発足する地域防災会議で対応
国民保護対策本部：武力攻撃事態対応
緊急対処事態対策本部：大規模テロ行為事態対応
　市長を本部長として上記2組織を設置する。

何が武力攻撃事態なのか曖昧なまま法はH16年に成立した。確かに市町村の義務が明文化されている。「憲法9条は守りたい」と表明している市長はどんな気持ちでこの議案を提案したのか？「国の制度の中で9条は守りたい」のだそうだ･･･。

最近の日米協力関係は、自衛隊が専守防衛から集団的自衛へとすぐにでも移行することを思わせる。

討論が事前通告制となり準備が間に合わなかったので、磯辺議員の反対討論にほっとした。武力攻撃を回避することに心血注ぐべきではないか。

■市税条例改正、専決処分で（承認25号）

地方自治法改正が4月1日より施行されたため。

【主な改正点】

①個人市民税（均等割）非課税限度額
　加算額18万円→17万円
②所得控除額
　損害保険料控除額→地震保険料控除額　改正後
③個人市民税所得割税率（H19年度分から）

所得額200万円以下	3/100	所得合計の6/100
200万円を超える金額	8/100	
700万円を超える金額	10/100	

（今まで）

・県民税と合わせると10/100
・負担増とならないよう調整控除がある。

④たばこ税税率引き上げ（H18年7月1日〜）
　1,000本につき2,743円→3,064円
　・市税　6円42銭/箱の値上げ（増収）
⑤市民税所得割非課税の限度額
　配偶者等扶養控除加算額35万円→32万円
⑥個人市民税の住宅借入金等特別税額控除
　H11～20年までに入居し、所得税控除を受けた場合、H20～28年度の市民税からも控除される。（市税減収分は全額国費が補填）
⑦分離課税に係る所得割の税率を一律1/10に
⑧住宅耐震改修への固定資産税1/2減免
⑨定率減税廃止
⑩固定資産評価替えに伴う負担調整措置
　（詳細は市広報4月号参照）

■一方で、非核平和都市宣言も議決

3月定例会一般質問での提案に応えた。旧3町もそれぞれ宣言していた。非核三原則完全実施と核兵器廃絶、恒久平和を願うもの。

■コミュニティセンター友愛館建設

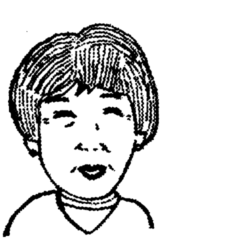
（6月6日、全員協議会）

国分寺東小学校東側の多目的広場に隣接して東方台地区（1216世帯）のコミュニティセンターを建設する。合併前から計画されていた。

建物概要	鉄骨造り、1階建て、	
	床面積　603,41 m^2	
	多目的ホール 180 m^2、ステージ 36 m^2	
	和室 15帖×2室、調理室 37.4 m^2	
駐車場	56台、広場北側に45台	
予算	建物・外構等工事費	230,004千円
	工事監理委託費	1,470千円
	その他	877千円
財源	一般財源32,351千円＋基金2億円	

コミュニティ推進協議会を指定管理者とすべく協議中

村尾光子の一般質問　（6月15日）



6月14日朝、下野新聞は下野市長の市議選に際しての陣中見舞いについて大きく報じた。同日、本会議冒頭、市長は発言を求め「余りにも軽率だった」と不祥事を詫び、定例会後の辞職を示唆された。結局、27日付けで辞職された。

村尾が6月5日に提出した一般質問通告内容にも関連する。

問. 市長の政治姿勢を問う

「公平な行政運営と住民参画のもとに開かれた市政運営を進める」と市長は就任後の施政方針で述べられている。大いに賛同するが、その大前提として公正であってほしい。そして、広く「住民の声」を聞いて欲しい。これらの観点から市長の基本的考えを質した。

(1)公正な行政運営確立について

①職員にはコンプライアンス(法令遵守)を求めるべき立場の責任者として、自らはどうあるべきと考えているか。

【大垣市長】任命権者の責務として、第1に法令遵守を率先垂範し、職員に徹底させる。第2に公正な職務の執行と公務員倫理の確立に資する研修の実施、その他必要な措置を講ずることと考えている。

②法令違反であることが明確になった場合どのように対処されるのか。
新聞報道された件についてはどうか。

【大垣市長】職員が公務員倫理に違反した場合や法令違反などの義務違反があった場合は、免職、停職、減給、警告の懲戒処分がなされる。
4役についても法令違反等を犯した場合は、自ら厳しく処分し、責任ある進退をとらねばならないと考えている。

この度の市議選に当たっては、法を守るべき立場、職員の法令遵守を指導すべき責任者として、余りにも軽率であり無責任な行為であったと深く反省している。進退について、後援会の皆さんと相談して結論を出したい。

③学識者など第3者を交えたチェック体制の確立が急務と考えるが、どう取り組むのか。

【大垣市長】H12年、地方分権一括法が施行され、市町村は住民視点に立ち、地域実情に合った行政執行することが重要だ。このことは自己決定権の拡大、政策の多様化をもたらし、独自の立法技術、法解釈、訴訟対応等の機会が増大するとになる。

そこで、市発足と同時に総務課に文書法制係を設置して、法制執行体制の整備充実を図っている。文書法制係で対応できない法令解釈の助言指導については、7月1日より訴訟相談･法令解釈等の業務委託として顧問弁護士を設置する準備を進めている。↗

→　学識者など第3者を交えた法令遵守委員会等等の必要性については、今後研究する。

(再質問)市長は辞職を示唆されているが、委員会等設置の実現の可能性はあるのか。

【大垣市長】万が一の場合でも、ちゃんと後に引き継いでつくっていきたい。長岡京市、旭川市、新潟市など全国の例を職員が勉強している。それらをもとに必ず期待に添えるものができると信じている。

《新聞報道された件について、村尾の経過説明》

市議選が終わって間もなく、南河内旧地区の住民から電話を頂いた。「親戚の者が手伝いに行っていた選挙事務所に、市長が陣中見舞いを置いていったが、許されるのかと聞かれた。どうなのか。あなたのところには持って行かなかったのか」

村尾:「市長交際費からの支出なら、適否はあるけど公職選挙法違反ではないと思う。村尾事務所には告示日の留守中に見え置いて行かれた。選挙区内の政治家からは頂かない方針なので、翌日、遊説の途中市役所にお返しに行った。」

その後、別な候補者事務所でものし袋を見た話や候補者自身が受け取ったままと話すのを聞いた。気になっていたので、4月の交際費支出状況を確認した。4月分は12件9万円、陣中見舞いなどあろうはずもない。しかし、自費なら公職選挙法違反ではないか。

◇　　　　◇

旧態依然とした、しかも違法な慣行は止めてほしい。だが、公にすれば大事に至るかも知れない。一時なりとも受け取った私自身の罪も問われるかも･･･よくよく考え、意を決して一般質問の通告をした。

◇　　　　◇

通告後、複数人から「質問はどうしてもするのか」「市長は違反を認めている。陣中見舞いの件は公にしないで」等の働きかけ(決して威圧的ではなく、むしろお願い)があった。8日には市長から電話もあった。「申し訳なかった。合併後、順調に来た下野市を混乱させたくない。6万市民の負託に応えたい。何とかお願いしたい。何でもする、例えば明るい選挙運動を推進する、始末書を書く、減給処分する等」

質問をすべて取り下げるつもりはなかったが、この件を明らかにするかどうか悶々とした。

市長自らが法令違反したことを認めているなら、議員としての私の役目は再発防止のため庁内のチェック体制をしっかりとつくらせることではないか、取り組み状況を見てなかなか進まないようであるなら公表しよう、と考えるに至った。

◇　◇

そして 9 日、「市長と直接話し合ったら」と手筈を整えた方があり、市役所に出向き議長･議会事務局長立ち会いのもと市長と話した。

「軽率だった、申し訳ない。二度と繰り返さない」と市長。そこで、●始末書(誰に配ったのかなど事実を記す)を書く、●当該質問の前文にある「陣中見舞い、公職選挙法違反と思われる」等の具体的記述は削除する、●チェック体制確立についてを明文化して質問項目③として追加する、ことで質問通告書を差し替えることに同意した。

◇　◇

新たな通告書は、こんな場合に備えて村尾が予め用意し、受付時間･順番は始めと同様に事務局長が記入した。通告締め切りを過ぎてから差し替えることに議長は了承し、むしろ「お願いします」だった。働きかけが無かったら、こんなルールに反することはしない。“内々の取引”に応じたことに忸怩たる思いだった。糾弾されても仕方がない。

◇　◇

だが、こんな話し合いも徒労に終わった。一般質問に先駆けて新聞が報じたのだ。結局、私も触れざるを得なくなった。

市長から受け取った「誓約書」には、反省し繰り返さないこと、そして「8 名の候補者に陣中見舞いを持参し、すべての方から 6 月 5 日までに返還された」と明記されている。私がそれまで聞き及んでいたことや、その後の新聞報道とも合わない･･･。

◇　◇

有罪かどうか、司直の判断が下る前に市長は辞職した。本年 2 月以来、わずか 5 ヶ月で再度市長選挙。このための行政事務増大、公費支出など、痛みは大きい。些細な「陣中見舞い」のために。

住民の“大垣さん人気”も高い。だから「見過ごせ」なのか？いくつかご意見も頂いた。

■些細なことで、事を荒立てないように。大垣市長はすばらしい人、止めないように慰留して。■この地域なりのやり方がある。もっと地域実情の勉強を。■議員には、事実を明らかにする責務がある。働きかけに応じるなんてとんでもない。責任を果たせ。

私自身これまで 8 回の選挙戦を経験し、過去 2 回の町長選挙にも積極的に関わった。法を守ることは無論のこと、できるだけお金をかけない選挙運動に心し、公正な政治運営を実践させることに努めた。

長年かかって、この地にその気風が定着してきたと自負していた。それが、無に帰したようで誠に無念でならない。こんな“基本”を質問する事態が情けなく、登壇した時、不覚にもはらはらと涙がこぼれた。

この“痛み”を無にしてはならないと切に願う。

《公職選挙法》抜粋･･･違反には厳罰規定も

(公職の候補者等の寄附の禁止)

第 199 条の2　公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者(公職にある者を含む。以下略)は当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体もしくはその支部、候補者等の親族に対してする場合、候補者等が専ら政治上の主義、施策を普及させるための講習会･政治教育集会などは、この限りではない。

⇒第249条の2　第199条の2第1項に違反して寄附をした者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

3 次に掲げる以外の寄附をしたものは50万円以下の罰金に処する。(1)自ら出席する結婚披露宴の祝儀(2)自ら出席する葬式の香典

第 199 条　･･･略･･･、地方公共団体の議会議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益の伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

第 200 条第 2 項　何人も、選挙に関し、第 199 条に規定する者から寄附を受けてはならない。

⇒第249条　第200条に違反した者は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

⇒第251条 当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪(249条の2第3項、他略、の罪を除く)を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は無効とする。

(2)「道の駅」構想にも真の住民参画を

① 実現に向けて具体化されつつあるようだが、現在までに固まった構想は何か。

【大垣市長】歴史をテーマに人と人とのふれあい、地産地消の推進、下野ブランドの発信地として構想している。用地は新 4 号線上り車線 江川五千石土地改良区内に 3.5ha 予定、現在県農務部、農水省と土地改良事業実施に向けて事前協議中。詳細はまだ公表できない。

教育･福祉も重要だが、地域活性化のための社会

資本整備もやむを得ない。「道の駅」は商業・工業生産品の展示販売、防災用ヘリポート、情報発信拠点などの場所として最適だ。

②財政計画はどのようか。総事業費、市負担額関係団体・機関への働きかけ状況の説明を求める。

【神戸経済建設部長】 江川五千石地区の事業計画変更の協議中であり、まだ具体的財政計画の検討はしていない。予定地の用地売買単価は 300 万円/10 アールで動いているようだが、買収する場合には鑑定して決定する。

(再質問)市財政状況から、新たな大型事業のためにどれほどの財源確保ができるのか。
「道の駅」建設は合併前から合意されていた南河内地区総合保健福祉センター建設計画への財政上の影響はないのか。

【野口総務企画部長】「道の駅」や総合保健福祉センター建設など主要事業の見直しも含めて優先順位をつけ、財政計画上の財源調整が整えば実施可能と考える。

パブリックコメントなどで、大方の市民のコンセンサスが得られるなら、その財源確保に努力しなければならない。

③未だパブリックコメントは実施されていない。市民の声はいつ、どのように広聴するのか。早急な事業推進は、3 月の施政方針で市長自らが述べられた「無投票に驕ることなく、市民の声に耳を傾けて」との方針に反するので はないか。

【大垣市長】「道の駅」のパブリックコメントをいつ実施するのかは検討中。H18・19 年度に策定予定している下野市総合計画にも位置づけしなければならないので、それまでには「道の駅」整備に関する委員会等も立ち上げて検討する。

(再質問)市パブリックコメント実施要領によると「道の駅」はこの手続の対象となる大規模公共事業に当たるが、制度解説では「賛成・反対各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではない」とある。事業の是非も市民に問うべきだ。
また、市民大方の意向が「道の駅」不要となったとき、取得合意し既に土地改良事業換地計画に盛り込まれている予定地はどうするのか。

【大垣市長】「道の駅」は自らの政治生命をかけても実施したい。皆さんの理解が得られるような内容・計画にしてでも実現したい。

7 月、10 月に予定されている市長の出前サロンも市民の意見を聞く場にしたい。

下野市パブリックコメント制度実施要領：抜粋

(目的)

第 1 条 市民の市政への積極的な参加促進、政策決定過程における公正の確保・透明性の向上を図り、市民と行政の協働によるまちづくり・開かれた市政の推進に資する。

《解説》 この制度はあくまでも、政策等の内容をより良いものとするために、市民の皆さんから意見等を募集し、市が意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の制度ではありません。

(対象)

第 3 条 この制度の対象となりうる事案
(1) 総合計画その他市の基本的な政策を定める計画
(2) 市政の基本方針を定める条例、又は市民に義務を課し権利を制限する条例について
(3) 大規模な公共事業、主な公共施設の基本的計画策定・変更

《解説》 市民生活に広く影響を及ぼす事業や市民が利用する公共施設(市庁舎等)又は共用施設(会館、公園等)の基本的な計画で、総事業費が概ね 1 億 5000 万円以上の事業を言います。

(実施状況の把握)

第 9 条 この手続を行っている又は行った案件について、実施状況を一覧表にして市ホームページ上で公表する。

(仮称)総合保健福祉センターは本当に実現するのか、不安・・・。

市長、総務企画部長の答弁からは確約されたとは感じられなかった。主要大型事業を見直した結果、保健福祉センターに替わって「道の駅」になりかねないと危惧する。

南河内地区での保健事業縮減は、合併協議では話題になっていなかった。施設が不十分だからと乳幼児検診は国分寺ゆうゆう館に振り向けられ、個別検診導入したとして高齢者もグリーンタウンコミセンから保健センターになった。

突然降って湧いたような「道の駅」より、合併前から住民に約束していた保健福祉センターを優先すべきではないか。こちらの具体的建設計画、実施計画を早く説明すべきだ。たとえ合併特例債が適用にならずとも、実現すべきではないか。予定されていた市民活動支援センター機能も早期実現を期待している。

市長辞職により、「道の駅」構想はどうなる？

問．学校教育について

（部活動についての質問は紙幅の関係から掲載を略しました。）

特別支援教育への準備は進んでいるか

①校内支援体制、福祉・医療など関係機関との連携体制は整っているか。

【古口教育長】 特殊教育から特別支援教育への転換は、通常学級に在籍している学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童・生徒にも支援の範囲を広げること。各学校に校内委員会設置と校内・外部機関との連絡調整の責任者としてコーディネーターを置くこと求め、実態把握の上、支援のあり方をチームとして検討するよう指導している。現在は養護学校との連携を深めている。

また、福祉・医療・労働など関係機関とのネットワーク化も進めたい。

②発達障害のある児童・生徒の個別支援プログラムは作成されているのか。

【古口教育長】 特殊学級・通級指導教室配置校では支援プログラム作成は進んでいるが、それ以外では学級担任が支援方策について研修中。

③一年契約の学校生活支援員はどのように個別支援プログラムに関わるのか。

【古口教育長】 学校生活支援員（スクールアシスタント）の職務は主として授業補助、学級担任の補助であり、支援プログラム作成には携わらないが、その意見は重要なものとして参考にしている。

また、作成された支援プログラムを担任教師と共に実践することも職務だ。

④特別支援教育の基本には、すべての人が発達障害について理解することが求められている。市民への啓発はどう進めるのか。

【古口教育長】 幼児期の発達相談実施や市独自時に就学相談員配置して積極的に取り組んでいる。今後は、広報紙、各学校の学校だより、PTAだよりなどを通して積極的に啓発する。

スクールカウンセラーなどの配置は充分か

スクールカウンセラー、心の教室相談員の配置状況はどうか。

【古口教育長】 スクールカウンセラーは県より臨床心理士の有資格者3名が派遣されている。1名は南河内第2中を拠点校に緑小へ派遣、1名は石橋中単独配置、1名は国分寺中を拠点校に南河内中に派遣という配置とした。拠点校には月3回、派遣校には月1回の割合で週1回8時間勤務としている。

心の教室相談員は市採用の教育相談員で現在3名を、南河内中、緑小に各1名、1名を薬師寺小・吉田東小・吉田西小に巡回配置とした。1回に↗

→つき半日、週3回勤務を原則としている。

スクールカウンセラー、心の教室相談員とも各学校からの増員要望が高いが、予算面、適任者の確保が難しい。今後とも配慮して教育水準の向上を図る。

スマイル教室（適応指導教室）には教育相談員4名を配置し、通級者は6名。スクールカウンセラー、心の教室相談員との連携を強化していく。

学校図書館司書は専門職に

学校生活支援員としての配置だが、司書としての専門職とすべきではないか。

【古口教育長】 市スクールアシスタント設置規則により、学校生活支援員を学校図書館司書として13名配置している。各小・中学校に1名、薬師寺小・吉田東小・吉田西小は3校で1名、祇園・緑小は2校で1名の配置。司書有資格者は5名、学校図書館勤務経験者5名で、未経験者は3名。できるだけ有資格者、少なくても経験者を採用したい。

防犯体制は万全か

①県費配置のスクールガードリーダーの役割、委嘱方法、勤務態勢、PTAとの連携の仕方は？

【古口教育長】 全中学校区に4名配置した。役割はボランティアへの巡回方法、危険箇所のありか、不審者発見時の対応、通報の仕方などについて指導・助言することが主な任務。委嘱は推薦を得て警察OBから教育委員会が行う。

勤務態勢は1校あたり週1～2回、1人3～4校を、PTAやボランティアに帯同して指導に当たる。常に危機意識を持って地域ぐるみの学校安全体制整備に取り組んでいただきたい。

第一義的にはPTAの方が当事者意識をもち、学校は子どもに安全指導を徹底することだ。

②不審者情報は広く地域に、迅速に発信されるよう、学校・警察・地域自治会との連携強化を求める。

【古口教育長】 現在は警察署・学校・教育委員会間にファックスよる通信網がある。管内のいくつかの学校では携帯電話へのメール配信準備を進めている。下野警察署では地域安全情報提供システムが最近運用開始になった。予め登録することで携帯電話・パソコンのメールに不審者情報が配信され、極めて効果的だ。市広報などを通じて周知する。

下野警察署
simotukesyo@tp-bohan.pref.tochigi.jp　へ
空メール（何も入れない）送信で登録されます。登録以来10日間で管内4件の不審者情報を受信した。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

4月 11 日·南河内第2中入学式
·村尾応援する会世話人会
12·祇園小入学式参列
14·選挙ポスター提出
15·選挙自動車事前審査
16～22·市議会議員選挙活動
23·応援する会「ご苦労さん会」
24·選挙費用など会計整理
25·やよい会総会
28·祇園小「ぎおんっ子クラブ」（子ども待機ｽﾍﾟｰｽ交流活動事業）ボランティア打合せ
29·議会報告会（3月定例会）
·南河内地区Ｖ連役員会
5月 9 日·議員全員協議会
10·家庭教育ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会「ルピナスさん」総会
11·市Ｖ連設立総会準備
12·給食宅配ボランティア
13·村尾応援する会
14·下野市Ｖ連設立総会
16·議会第2回臨時会
18·南河内地区Ｖ連役員会
19·市川房枝記念会政治参画ｾﾝﾀｰ「格差社会の中の地方選挙」/篠原　一先生（東京）
20·県ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会総会（宇都宮市）
21·とちぎつばさの会総会
22·つばさの会南河内支部会
·お茶の間健康クラブ見学（南河内第 2 中ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ）
26·つばさの会県南ブロック総会·講話/青少年自立支援ｾﾝﾀｰ「星の家」星　俊彦氏
27·健康福祉まつり
·教育相談研修（宇都宮市）
28·下野市九条の会学習会「日米政府が憲法九条をかえて行いたいこと」須藤　博氏
29·ぎおんっ子クラブﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
30·ミニ懇談会
31·市Ｖ連役員会
6月 3 日·緑小運動会参観
·都市問題公開講座「ﾛｰｶﾙﾏﾆﾌｪｽﾄは自治体政治を変えるか」（東京）
4·村尾応援する会いちご摘み
5·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
6·とちぎつばさの会役員会
·議員全員協議会
7·講座「財政破綻　不平等進行」/伊藤光晴先生（東京）
12·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
13～16·**議会第2回定例会**
15 日　**一般質問**
17·蛍の会除草作業
19·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
·やよい会例会
22·市Ｖ連役員会広報部会
·ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
24·教育相談研修（宇都宮市）
·蛍の会イベント
25·男女共同参画を考える県民のつどい「ベアテの贈り物を活かす」/赤松良子氏
·開かれた市政を実現する会（枝豆ﾄﾗｽﾄお知らせ作成）
26·議員全員協議会
·議会第3回臨時会
·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
27～28·市Ｖ連会報編集作業
29～7/13·議会報告 No3 編集
7月 1 日·南河内第2中体育祭参観
·下野市女性団体連絡協議会設立総会
·大平山麓九条の会「イマジンは平和の響き　九条は平和の砦」/小森陽一先生
3·市Ｖ連役員会広報部会
4·やよい会石けん作り
·ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
5·ママトーク託児ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
·つばさの会南河内支部会
6·講座「介護保険見直し後の課題」/袖井孝子教授（東京）
8·政治参画ｾﾝﾀｰ「地域再生法と具体的施策」/ﾛｰｶﾙﾃﾞｻﾞｲﾝ研究会「多摩ﾆｭｰﾀｳﾝの再生」/　舘　逸志氏（東京·多摩市）
9·枝豆トラスト/栽培管理者と消費者の交流会
10,11·市Ｖ連広報部会
10·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（送迎）
12·議員全員協議会
13·**県市議会議員研修**（小山）

《選挙費用報告》　～法定費用は 313 万円～

【収入】

寄附金　　213,222 円
自己資金　　30,000 円

【支出】 購入したもの

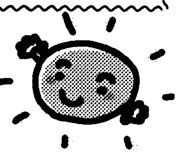
スピカー·看板材料費	142,144 円
ポスター印刷費	77,962 円
選挙葉書印刷費	73,920 円
選挙自動車燃料費等	17,730 円
食材費	9,295 円
計	321,051 円

上記のうち公費負担分
ポスター印刷費 60,499 円
選挙自動車燃料費 10,330 円

●決心が遅く準備不足でしたが、皆様のご支援により、何とか選挙運動を展開することができました。感謝。
●すべてボランティアで担っていただきましたので、人件費の支出はありません。
●街頭演説 70 カ所

《投票率》

全体	67.8 %
祇園小投票所	42.8 %
第 2 中投票所	53.0 %
緑小投票所	57.4 %



《村尾太陽光発電所通信》

今年の日照の少なさは、我が家の電気·ガス代に影響大。

昨年同時期との比較（1～6月）

	発電量（Kwh）	電気代（円）	ガス代（円）
H17	3,471	20,985	46,181
H18	3,101	37,882	54,216

（電気代は売電料を差し引いた実質負担額、発電能力:5.1Kwh 、太陽熱給湯器も設置）
★発電量は 1 割以上も少ない。（選挙事務所として使用したので消費量も多いが。）
農産物への影響を案じる。